

# 第3期野辺地町教育振興基本計画（案）

令和2年 月 日

野辺地町教育委員会

# I 基本構想

## 1 計画期間

令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）の5年間とします。

（参考）

国…第3期 教育振興基本計画

（2018年度～2022年度）

県…あおもりの今と未来をつくる人づくり

（2019年度～2023年度）

## 2 基本理念

～町が目指す子供の姿～

### ◎かしこい

世界へ漕ぎ出す、知恵の波が満ちる十符ヶ浦のような  
「かしこい野辺地っ子」

### ◎やさしい

季節の彩りを楽しませ、心を和ませる愛宕山のような  
「やさしい野辺地っ子」

### ◎たくましい

風雪に負けることなく、どっしりとした烏帽子岳のような  
「たくましい野辺地っ子」

### ◎しなやかな

時代の流れに沿って進み、涸れることのない野辺地川のような  
「しなやかな野辺地っ子」

### 3 基本目標

#### 『郷土をますます愛し育む「人財」を育てる』

県では、“人は町にとっての「財（たから）」である”ことを基本的な考え方としており、当町もこれを踏まえて「人材」を「人財」と表記しています。

教育分野において、特に大切に考えているのが「人づくり」です。教育は人づくりという視点に立って、教育委員会では、目標として掲げました。

### 4 重点目標

- 命の保障
- 学力の保障
- 基本的生活習慣の定着
- インクルーシブ教育の充実

※インクルーシブ教育・・・障がいのある子供の自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点に立ち、障がいのある子供とない子供が可能な限り共に学ぶ教育のこと。

## Ⅱ 各政策・施策

### 1 学校教育分野

#### 1-1) 現状と課題について（学校教育分野）

現代社会においては、少子化・人口減少、技術革新、グローバル化、子供の貧困、地域間格差等の社会状況の変化に伴い、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人財の育成が求められています。

当町においては、町内小学校及び給食センターの老朽化や児童数減少が目下の課題であり、小学校の統合を基本とした、20年先30年先を見据えた教育の具体的な方向性を定め、推し進めていくことが急務となっています。

児童生徒の学力については、ICTの導入や学力向上指導員の配置によって一定の改善はみられるものの、引き続き課題となっています。そのような中で、平成30年度から新たに学校教育課指導室を設置し、学校教育全般の指導体制を整え、より質の高い教育の実践を図っています。平成31年度には、野辺地中学校の教員による小学校での理科の乗り入れ授業や小学校への英語専科教員の配置を実施していますが、今後もICTの利活用や小・中・高の連携、外国語教育等、さらに教育の質を向上させる施策が求められています。

生徒指導面に目を向けると、平成30年度から教育相談室を設置し、不登校児童生徒への適応指導や家庭への訪問教育相談等を行っておりますが、依然として不登校児童生徒は一定数存在しています。これについては、引き続き心の居場所をつくるとともに、子育てについての悩みや不安を抱える保護者に対する相談支援等、家庭での教育を支える取組が重要です。

今後も子供たちの郷土をより一層愛する心を育み、次世代の町を担う「人財」を育成するため、今一度、正義感等の普遍的なものの養成を大切にしながら、学校と地域の連携・協働体制を構築し、コミュニティ・スクールをはじめとした「地域とともにある学校づくり」を進めていくことが望まれております。

## 1-2) 基本施策について（学校教育分野）

### **施策の体系**

1. 確かな学力の育成
2. 豊かな心の育成
3. 健やかな体の育成
4. 特別な教育的ニーズに応じた教育の充実
5. 情報化・国際化に対応する教育の推進
6. 公平な教育機会の確保
7. 幼・保・小・中・高の連携の推進
8. 学校・家庭・地域の連携・協働の推進
9. 教育環境・指導体制の整備

### **1. 確かな学力の育成**

子供たちの基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体的に学び、課題を解決する力を育成します。

[施策の展開]

- ① 教師の指導力向上に向けた取組
- ② きめ細やかな学習指導のための指導体制の工夫
- ③ 児童の教科への関心を高め、学ぶことの楽しさを体験させる取組
- ④ 児童の授業理解や学習意欲向上のために授業をサポートする支援員の配置

### **2. 豊かな心の育成**

子供たちの豊かな情操や道徳心を培い、正義感、責任感、規範意識、自他の生命の尊重、自己肯定感・自己有用感、他者への思いやり、人間関係を築く力、自然を大切にし、環境保全に寄与する態度、自らの生き方を考える力等を養います。

[施策の展開]

- ① 「特別の教科 道徳」を中心とした道徳的な態度の育成に向けた指導
- ② いじめの調査の実施と早期発見・早期対応に向けた取組

- 3 不登校児童生徒解消に向けた取組
- 4 規範意識の育成に向けた特色ある活動
- 5 子供たちが幅広い世代とふれあう機会を増やす取組
- 6 社会的自立に必要な基盤となる態度を育成するキャリア教育

### 3. 健やかな体の育成

生活習慣や食に関する指導及び体育活動の充実を図り、子供たちが生涯にわたってたくましく生きるために必要な力を養います。

[施策の展開]

- 1 家庭と連携した、早期の基本的生活習慣の確立に向けた取組
- 2 子供の食に対する意識の向上に向けた取組
- 3 子供たちの健やかな成長に必要な、十分な栄養摂取に向けた取組
- 4 特色ある体育活動を行うための支援
- 5 安全・安心な魅力ある学校給食の提供

### 4. 特別な教育的ニーズに応じた教育の充実

障がいや不登校等の多様なニーズに丁寧に対応し、一人一人の子供の能力・可能性を最大限に伸ばす教育を実現します。

[施策の展開]

- 1 教育支援委員会を中心とした的確な就学指導の実施
- 2 特別な支援を必要とする児童生徒のためのスクールサポーターの配置
- 3 通級指導教室を中心とした、学習障害（LD）等の障がいを持つ児童生徒に対応した指導
- 4 個々の不登校児童生徒の状況に応じた教育相談室の運営
- 5 家庭や地域への各種相談窓口情報等の周知を強化し、支援の輪を広げる取組

## 5. 情報化・国際化に対応する教育の推進

子供たちの情報活用能力（情報モラルを含む。）を養うとともに、豊かな語学力・コミュニケーション能力、異文化理解の精神等を育成します。

〔施策の展開〕

- ① 各教科における情報通信技術（ICT）活用に向けた取組
- ② 子供へ正しい情報モラルを身に付けさせるための指導
- ③ 外国語指導助手（ALT）を活用した、外国語でコミュニケーションを図る資質・能力の育成
- ④ 英語専科教員等による専門的な指導

## 6. 公平な教育機会の確保

経済的・地理的条件に課題を抱えている子供に対し、公平な教育機会を確保するために必要な支援を行っていきます。

〔施策の展開〕

- ① 就学援助費、特別支援教育就学奨励費の支給
- ② 遠距離通学児童生徒に対するスクールバスの運行

## 7. 幼・保・小・中・高の連携の推進

幼・保・小・中・高の連携・協力・交流を推進し、情報を共有し合い、子供たちに多様な学びの場を提供することで活力ある個性豊かな教育活動を実施します。

〔施策の展開〕

- ① 野辺地町教育連携パートナーシップ協定に基づく各種施策の推進
- ② 町内の高校の魅力化を図るための取組

## 8. 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

学校・家庭・地域の連携のもと、良質できめ細やかな学校教育を行うため、保護者や地域住民の力を学校運営に生かす仕組みや、地域住民の参画による学校支援体制を構築します。

〔施策の展開〕

- ① 地域の力を学校運営に生かす取組の実施
- ② 学校支援ボランティアの継続的な活動のための支援

## 9. 教育環境・指導体制の整備

知・徳・体のバランスのとれた子供を育成する教育を実現するために、安全で安心な教育環境を構築します。また、町内小学校の規模適正化に向けた取組を加速させます。

〔施策の展開〕

- ① 小学校の統廃合及びそのための新校舎の整備
- ② 教育施設の適正な管理
- ③ 整備方針に基づいたICT環境整備
- ④ より質の高い地域学習のための社会科副読本の作成
- ⑤ 教職員のメンタルヘルスの保持増進を図るための教育相談や多忙  
化解消のための取組



## **2 社会教育・スポーツ分野**

### **2-1) 現状と課題について（社会教育・スポーツ分野）**

急激な少子高齢化やグローバル化の進展に伴う、変化の激しい社会を生き抜くための力を身に付けた人財を育成するためには、学校・家庭・地域が連携・協働するための組織的・継続的な仕組みが必要不可欠となってきました。

社会教育部門においては、地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する地域学校協働活動の充実、生涯学習・社会教育事業の実践者やコーディネーターなどの地域活動にかかわる人財発掘・育成・資質の向上が求められています。

スポーツ部門においては、健康や交流を目的に幅広い参加をめざしたスポーツプログラムの充実や選手強化・ジュニア期からの選手育成、さらには国内外での活躍を目指す取組などが求められる一方、気軽に親しめるような総合型地域スポーツクラブの設立が求められています。

また、2025年度に青森県で2回目となる、「第80回国民スポーツ大会」が開催されます。当町ではハンドボール競技の開催が決定しており、青森市との共同開催に向けて、幹事市町村として万全な準備体制を築いていかなければなりません。

さらには、社会教育・スポーツ施設においては、昭和50年代に整備された施設が多く、老朽化による設備の不具合が頻繁に発生している状況にあり、対策を進めていく必要があります。大規模改修や改築等の施設整備にあたっては、子供から大人、高齢者、障がいを持つ方など誰もが快適に利活用でき、多用途・多目的に対応できる施設にしていくことが最重要課題となっています。

## 2-2) 基本施策について（社会教育・スポーツ分野）

### 施策の体系

1. 生涯を通じた学びと社会参加の推進
2. 活力ある持続可能な地域づくりに向けた人財の育成
3. 学校・家庭・地域の協働による教育力の向上
4. 社会教育推進のための基盤整備
5. ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
6. 競技スポーツの推進
7. スポーツ環境の整備・充実
8. 第80回国民スポーツ大会の開催準備

#### 1. 生涯を通じた学びと社会参加の推進

高齢者や障がいを持つ方を含む町民一人一人の主体的な学習活動の充実と、学びの成果を様々な地域活動へ生かすことのできる社会参加活動の支援の充実に努めます。

〔施策の展開〕

- ① 町民一人一人の多様なニーズに応じた学びの場の拡充と充実
- ② 学習成果を生かした社会参加活動の支援

#### 2. 活力ある持続可能な地域づくりに向けた人財の育成

豊かで住みやすい地域社会と活力ある持続可能な地域コミュニティに向けて、地域活動に主体的に取り組む人財の発掘及び育成に努めます。

〔施策の展開〕

- ① 地域活動の実践者及びコーディネーターの養成
- ② 次代の地域を担う人財の育成
- ③ 様々な団体や地域との交流による団体間ネットワークの構築支援

#### 3. 学校・家庭・地域の協働による教育力の向上

学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協働して子供を育む仕組みづくりや教育活動の充実に努めます。

〔施策の展開〕

- ① 学校と地域の協働による教育活動の促進
- ② 家庭教育支援の充実
- ③ 家読の推進と子供の読書活動の充実
- ④ 青少年の体験活動の充実
- ⑤ 「ふれあい教育の日」・「家族ふれあい読書デー」の実施

#### 4. 社会教育推進のための基盤整備

乳幼児から高齢者、障がいを持つ方を含む町民一人一人が気軽に学習できる場の実現のため、社会教育推進基盤の整備・充実に努めます。

〔施策の展開〕

- ① 社会教育委員等と連携した、社会教育推進体制の充実及び普及
- ② 社会教育関係職員の養成と資質の向上
- ③ 社会教育関係団体等の活動の支援
- ④ 実施計画に基づいた社会教育施設の設備改修及び機能の充実
- ⑤ 障がいを持つ方に対応したバリアフリー対策の充実

#### 5. ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

町民の心身両面にわたる健康の維持増進と体力の向上を図るとともに、町民スポーツの普及・奨励に努めます。

〔施策の展開〕

- ① 子供を取り巻くスポーツ環境の充実
- ② 高齢者及び障がいを持つ方のスポーツ活動の推進と振興
- ③ 生涯にわたるスポーツ活動の推進

#### 6. 競技スポーツの推進

競技選手強化策を充実するとともに、県大会、東北大会、全国大会を誘致するなど、競技力向上の対策に努めます。

〔施策の展開〕

- ① 各スポーツ団体の育成及び支援
- ② 選手の強化・育成のための各種スポーツ教室や大会の開催及び東北大会、全国大会で活躍できる選手や指導者の育成
- ③ 県大会、東北大会、全国大会規模のスポーツ大会の開催
- ④ 選手の競技力向上とスポーツ活動推進のための「大会派遣費事業」及び「競技スポーツ強化支援事業」の実施

## 7. スポーツ環境の整備・充実

町民が気軽にスポーツを楽しむことができるスポーツ環境の整備・充実に努めます。

〔施策の展開〕

- ① スポーツ推進委員、各スポーツ団体と連携したスポーツ情報の収集と情報提供の実施
- ② 総合型地域スポーツクラブの設立に向けた取組の実施
- ③ 実施計画に基づいたスポーツ施設の設備改修、整備及び機能の充実

## 8. 第80回国民スポーツ大会の開催準備

国民スポーツ大会ハンドボール競技の青森市との共同開催に向け、幹事市町村として、青森県準備委員会等と連携し進めます。

〔施策の展開〕

- ① 国民スポーツ大会の共同開催に向けた関係団体との連携
- ② 各競技の普及、競技力向上の推進

### **3 歴史・文化・芸術分野**

#### **3-1) 現状と課題について（歴史・文化・芸術分野）**

野辺地町には、国指定重要文化財2点（土偶・赤漆塗木鉢）をはじめ、「野辺地の山車行事」や「常夜燈」など、地域の歴史や伝統が息づく多様な文化財が大事に保存・継承され、現在まで残されています。

近年では、北前船関連文化財の日本遺産登録や復元北前型弁才船「みちのく丸」の陸揚げ等、野辺地町の歴史を後世に伝えるための取組がなされています。

文化・芸術面では、中央公民館「みんなの教室」や「文化少年団」、図書館における「図書館サークル」等の主体的な学習活動が活発であり、「誇り高い文化の町」として各種活動の支援をしてきた成果を見て取ることができます。

一方で、少子高齢化や人口流出等の様々な社会情勢の変化を背景に、文化財の保護・活用を行う人財不足による文化財の滅失や散逸等の防止や、参加者の高齢化等による学習活動の休止が課題であり、先人から受け継がれてきた歴史・文化・芸術を、絶やすことなく後世に残していく活動がより一層求められています。

そのため、地域の特色ある文化財や伝統等の保存を図るため、文化財等を活用し文化財保護意識を育み後世に繋がる人財育成に努めるとともに、学校・生涯学習等の各種教育やまちづくりの取組に生かし、郷土に対する愛着心を醸成するための活用を図るなど、地域で保存・継承する心を育む取組を検討する必要があります。また、町民が持続可能な学習活動と社会参加活動ができるよう、より一層の支援に取り組むことが求められています。

## 3-2) 基本施策について（歴史・文化・芸術分野）

### 施策の体系

1. 郷土を愛する心と人財の育成
2. 歴史・文化・芸術の継承と活用
3. 郷土史資料や文化財の保存・活用の促進

#### 1. 郷土を愛する心と人財の育成

郷土の歴史や文化を愛する心を育むため、子供の頃からふるさとの歴史・文化を身近に学ぶことができる環境づくりに努めます。

〔施策の展開〕

- ① 文化財や歴史を活用した教育・活動機会の充実、情報発信
- ② 町にある文化・芸能資源を有効活用する取組
- ③ 各種まちづくり事業や学校教育及び社会教育活動への歴史・文化・芸術の活用を行う体制づくりの検討

#### 2. 歴史・文化・芸術の継承と活用

文化・芸術・歴史を後世に継承していくため、民俗文化財、伝統芸能、文化に親しむ環境づくり、人財育成支援、情報発信に努めます。また、活用による新たな価値づくりと継承方法を検討します。

〔施策の展開〕

- ① 伝統芸能や民俗文化財の継承に向け、鑑賞や体験する機会の充実
- ② 伝統芸能や民俗文化財の情報発信と活用
- ③ 継承方法の検討と継承人財の発掘及び育成支援

#### 3. 郷土史資料や文化財の保存・活用の促進

郷土の歴史、民俗、産業、自然等に関する資料や地域の特色ある文化財、伝統等を適切に保護・保存するとともに、資料の公開・活用並びに情報発信に努めます。

〔施策の展開〕

- 1 郷土史資料の調査、収集、保存、公開、活用及び情報発信に取り組むとともに、図書館・資料館の発行する郷土史資料の利活用促進
- 2 地域の特色ある文化財等を活用した体験活動の充実
- 3 文化財の公有化や史跡案内看板・施設等の適切な修理や整備、充実